

新型コロナあんしんプラス 抗原検査キット・PCR検査サービスパック付帯保険通知書

新型コロナ感染症等を含む特定感染症を発病した場合の入院補償と
24時間対応の医療相談サービスを無料でご提供いたします

主な補償内容はこちら

新型コロナウイルス感染等
入院補償



1日あたり 3,000円



24時間365日医療相談サービス
メディカルアシスト



・緊急医療相談 ・医療機関のご案内
・専門医による予約制医療相談

オススメ!



保険登録はこちらから

<https://000000.com>

シリアル番号

【補償内容に関するお問い合わせ・事故時のご連絡先】

東京海上日動パートナーズ東北 岩手支店 盛岡支社
TEL : 019-648-1133
営業時間 : 9:00-18:00
定休日 : 土・日・祝日休

【健康相談窓口】 24時間、365日フリーダイヤル（検査後の受診方法、療養方法等がご不安な方）

TEL : 0120-708-110（東京海上日動のメディカルアシスト）
※契約者名（団体名）を聞かれますので、「セルスペクト」とご回答ください。

【検査キットに関するお問い合わせ】

TEL : 03-5459-3940（製品サポート窓口）
受付時間：平日9:00 - 17:00（土・日・祝を除く）

店判押印

ご購入された際お受け取りの
本通知書を保険期間終了まで
大切に保管ください

1. 抗原検査キット・PCR検査サービスパック付帯保険のご案内

保険料はセルスペクト（株）が負担いたしますので、お客様の保険料負担はございません。

【保険期間：Webページでの被保険者登録日の翌日（AM0時）から3ヶ月間】

※保険請求には、必ず検査キットの本通知書が必要になるので、保険有効期限が切れるまでは保管してください。
必ずWeb登録画面で必要項目を入力して下さい。ご入力が無い場合は、本保険の対象とはなりませんのでご注意ください。

【補償内容】

■特定感染症入院日額：3,000円※
（※**免責期間**：Webページでの被保険者登録日の翌日から10日間）

■交通傷害のみ入院日額：3,000円

【保険の対象となる方】

セルスペクト（株）の抗原検査キットまたはPCR検査サービスパックを購入し、かつ被保険者登録をされた方。

2. 新型コロナウイルスを含む特定感染症に関する補償について

【保険金をお支払いする場合】

保険の対象となる方が新型コロナウイルスを含む「特定感染症」を発病（※）し、医師の指示に基づき入院または自宅療養（※1）を行う場合、入院日額 3,000円×入院日数（発病から30日以内）をお支払いします。

※**新型コロナウイルス感染症の発病は医師による診断を必要とします。**入院には医師の管理下において又は医師の指示により「臨時の医療施設に入り治療を受けた場合」（※2）また、「治療に専念」（※3）して医療従事者の指示に従って療養した場合も含まれます。

※1「医師の指示により自宅療養した場合」は、都道府県が自宅を療養場所に選定した場合に限ります。

※2「臨時の医療施設」とは、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」等の法令に基づき、都道府県知事が臨時に開設した施設をいいます。

※3「治療に専念」とは、治療に対して規律を守り、ルールに従った治療をいいます。

3. その他交通事故によるケガの補償について

【保険金をお支払いする場合】

保険の対象となる方の交通事故によるケガに対して、入院期間中日額3,000円を30日間を限度にお支払いします。

4. ご注意事項

補償期間はWebページでの被保険者登録日から3ヶ月間となります。新型コロナウイルスを含む特定感染症に関する事故については、**補償開始日（Webページでの被保険者登録日の翌日）からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症は対象となりません。**

5. 付帯サービス等

セルスペクト（株）の抗原検査キットまたはPCR検査サービスパックを購入し、かつ被保険者登録をされた方は、Webページでの被保険者登録日の翌日（AM0時）より、メディカルアシストサービスをご利用いただけます。

メディカルアシストサービス（24時間、365日フリーダイヤル）においては、新型コロナウイルスに関するご相談もお受けしております。

6. 個人情報の取扱いに関するご案内

■保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの内容・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

■損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。